

au でんきに関するポイント特典付与条件

第1条（本条件の適用）

KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）及び沖縄セルラー電話株式会社（以下 KDDI と併せて「当社」といいます。）は、この au でんきに関するポイント特典付与条件（以下「本規定」といいます。）に基づき、該当のお客さまに特典の付与（以下「本施策」といいます。）を行います。

- 2 本規定で使用する用語の意義は、本規定に別段の定めがある場合を除き、au でんき需給約款、au でんき供給約款（関西電力・KDDI）、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）、au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）、au でんき供給約款（中部電力ミライズ・KDDI）、au でんき供給約款（東京電力・KDDI）、au でんき供給約款（沖縄電力・沖縄セルラー）、au でんき供給約款（北海道電力・KDDI）（以下併せて「au でんき約款」といいます。）、当社の au（LTE）通信サービス契約約款、当社の au（5G）通信サービス契約約款（以下併せて「au 約款」といいます。）、当社の UQ mobile 通信サービス契約約款、当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款（以下併せて「UQ 約款」といいます。）、当社の povo1.0 通信サービス契約約款、当社の povo2.0 通信サービス契約約款（以下併せて「povo 約款」といいます。）、当社の F T T H サービス契約約款、KDDI の ID 利用規約（以下「ID 規約」といいます。）及び当社の au ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）に定めるところによります。
- 3 当社は、本規定を変更することがあります。この場合、本規定の実施に係る条件等は、変更後の本規定によるものとします。なお、当社は、本規定の変更を、変更後の本規定及びその効力発生時期を当社の指定する WEB サイトに掲載して周知することにより行い、当該変更は、当該効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。
- 4 本規定本文のほか、関連規程及び当社が定める本施策に関する諸規程（当社が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本規定の一部を構成するものとします。
- 5 本規定本文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。

第2条（本施策の概要）

本施策は、au ID 会員（ID 規約に定める au ID 会員をいいます。以下同じとします。）が au でんきサービス（au でんき約款に基づき提供される電気の供給等のサービスをいいます。以下同じとします。）を利用する場合に、本規定に定めるところにより、au でんきサービスの料金に応じ、au ID 会員に対してポイント規約に定める Ponta ポイント（以下「本ポイント」といいます。）その他特典を提供することをその内容とします。

第3条（適用）

本規定は、au でんきサービスの利用に係る契約（以下「au でんき契約」といいます。）の契約者（法人を除き、以下「au でんきサービス契約者」といいます。）に適用します。

第4条（契約の成立）

au でんき契約が成立した場合、au でんきサービス契約者と当社との間で、本施策に基づく本ポイント等の特典の提供を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）も成立するものとします。なお、1 の au でんき契約につき、1 の本件契約が成立するものとします。

第5条（本ポイントの付与）

当社は、前条に従って本件契約が成立している場合、当該 au でんきサービス契約者（以下「本件契約者」といいます。）の契約する au でんきサービスに係る料金（以下「本件電気料金」といいます。）に応じ、本条各項の定めに従って算出した金額 1 円につき 1 ポイントの本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を、本条各項の定めに従い本件契約者に付与します。

- 2 当社は、当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「判定日」といいます。）の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されていない場合、au でんき約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」といいます。）に応じて、本件対象額に下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
5, 0 0 0 円未満	0. 5 %
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	2 %
8, 0 0 0 円以上	3 %

- 3 前二項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合、本件付与ポイントの付与は行いません。
- （１）当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日の時点において、本件契約者が取得または本件契約者に付与された au ID（ID 規約に定める au ID をいいます。以下同じとします。）が有効でないとき。
 - （２）判定日の時点において、ID 利用規約に基づき、前号の au ID の符号が有効に本件契約者が指定するメールアドレスまたは任意の文字列に変更されていないとき。
 - （３）判定日の時点において、au でんきポイントで割引（当社が別に定める「au でんきポイントで割引規約」に定められるものとします。）の適用を受けているとき。
 - （４）判定日の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されているとき。
 - （５）その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。
- 4 当社は、判定日の時点において、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されている場合、本件対象額に応じて、本件対象額に下表の還元率を乗じることにより得られた金額に基づき、第 1 項の定めに従い本件付与ポイントのポイント数を算出し、下表に定める本件付与ポイントを付与します。なお、当該算出にあたり、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
5, 0 0 0 円未満	1 %
5, 0 0 0 円以上 8, 0 0 0 円未満	3 %
8, 0 0 0 円以上	5 %

- 5 第 1 項及び前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合、前項に基づく本件付与ポイントの付与は行いません。
- （１）判定日の時点において、本件契約者が取得または本件契約者に付与された au ID が有効でないとき。
 - （２）判定日の時点において、au でんきポイントで割引（当社が別に定める「au でんきポイントで割引規約」に定められるものとします。）の適用を受けているとき。
 - （３）本件付与ポイントの付与時点で、本件契約者の au ID が有効でないとき。
 - （４）その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。
- 6 本件契約者に対する本件付与ポイントの付与は、原則として、その本件電気料金に係る請求月の月末までに行います。但し、本件対象額または本件付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合または対象契約者回線の契約者が、当社及び株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況及び利用状況によっては、本件電気料金に係る請求月の翌月以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。この場合の判定日は、第 2 項の定めにかかわらず、原則として、その本件電気料金に係る請求月の前月の末日とします。

第6条（本件契約の終了）

本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。

2 前項に定める他、本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。

- （1）本件契約者に係る au でんき契約が終了したとき。
- （2）本件契約者がポイント会員の資格を喪失したとき。
- （3）本件契約者と KDDI との間の au ID の利用に係る契約が終了したとき。
- （4）その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。

3 前二項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月をもって、本件契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。但し、その本件契約の終了が前項第1号の事由によるものである場合には、その au でんき契約の終了日が属する月までの本件対象額に係る本件付与ポイントを付与の対象とします。

第7条（損害賠償）

当社は、本件契約に関して本件契約者に生じた損害について、損害が発生した月に付与された本件付与ポイント1ポイントを1円として算定された金額を上限として当該損害を賠償するものとします。但し、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

第8条（権利義務の譲渡禁止）

本件契約者は、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第9条（顧客情報の取扱い）

当社は、本施策の実施に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本施策の実施に必要な範囲で利用します。

2 前項に定める他、本施策に関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、各社のプライバシーポリシーが適用されます。

KDDI プライバシーポリシー：

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

沖縄セルラープライバシーポリシー：

<https://okinawa-cellular.jp/corporate/disclosure/privacypolicy/>

第10条（合意管轄）

本施策に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条（本サービスに関する疑義等）

本規定の解釈や本施策の適用について疑義が生じ、または本規定に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

第12条（本ポイントの付与に係る特約）

本件契約者（当該本件契約者がその契約種別が au でんき供給約款（関西電力・KDDI）で定める「でんきMプラン（関西）」（以下「でんきMプラン（関西）」といいます。）である au でんきサービス並びに関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）のガス供給条件及び関電ガスなつくプラン for au（主契約料金表）で定める関電ガスなつくプラン for au または関電ガスなつくプラン O for au（主契約料金表）で定める関電ガスなつくプラン O for au（以下関電ガスなつくプラン for au と関電ガスなつくプラン O for au を併せて「関電ガス for au」とい

います。)の双方をご利用する場合に限ります。)が、当社が別に定めるところにより当社に申込み(以下「本オプション申込」といいます。)を行い、当社がこれを承諾した場合、当社は、第5条の定めにかかわらず、本件付与ポイントの算出に係る還元率を本条第3項または第4項に定める値に変更します。

2 当社は、本オプション申込が、次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとします。

(1) 本件契約が現に有効に存続していること。

(2) 関電ガス for au に関西電力が電気セット割引(特約料金表)で定める電気セット割引または電気セット割引 O (特約料金表)で定める電気セット割引 O が適用されていること。

(3) 関電ガス for au の需要場所と同一の需要場所において、関電ガス for au の契約名義と同一名義により au でんきサービス(但し、その契約種別がでんき M プラン(関西)であるものに限ります。)が利用されていること。

3 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれも紐づけて管理されておらずかつ第5条第3項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんき M プラン(関西)または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求(関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします)が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2,500円未満	本件対象額に1.0%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
2,500円以上6,000円未満	本件対象額に4.5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
6,000円以上	本件対象額に5.5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額

4 当社が本オプション申込を承諾し、本件契約者の au ID に別表 1 で定める指定サービスのいずれかが紐づけて管理されておりかつ第5条第5項各号のいずれにも該当しない場合、本件付与ポイントの算出に係る還元率は以下のとおりとします。ただし、本件ポイントが付与される日の属する月において、でんき M プラン(関西)または関電ガス for au の双方またはいずれか一方につき料金の請求(関電ガス for au の請求には関西電力が算定する基本料金または従量料金が含まれるものとします)が行われない場合、当該月に付与される本件ポイントの算出においては、本条の定めを適用しないものとします。なお、当該算出にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

本件対象額	還元率
2,500円未満	本件対象額に1.5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
2,500円以上6,000円未満	本件対象額に5%を乗じた額に 51ポイントを加算した額
6,000円以上	本件対象額に6%を乗じた額に 51ポイントを加算した額

附則

(適用期日)

1. 本規定は、2018年6月6日（以下「適用開始日」といいます。）から適用します。
2. 本規定第4条の定めにかかわらず、au でんき契約が適用開始日において有効に成立しかつ存続している場合、当該 au でんき契約にかかる au でんきサービス契約者に対し、適用開始日から本規定の適用を開始します。

附則

(適用期日)

本改正規定は、2022年4月1日から適用します。

別表1 指定サービス

指定サービスは、次のとおりとします。

(1) 当社の au 約款に定める au (LTE) 通信サービスもしくは au (5G) 通信サービス
(2) UQ 約款に定める UQ mobile 通信サービス、UQ mobile 通信サービスⅡ
(3) KDDI のビッグロブ提供サービスについての「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取り扱い規約に定める通信サービスご利用料金等の請求・回収の取り扱い（以下「KDDI 請求」といいます。）。 但し、次の各号に定めるサービスのいずれかが、KDDI 請求の適用を受けている場合に限り、 イ BIGLOBE 株式会社（以下「BIGLOBE」といいます。）の BIGLOBE サービス「BIGLOBE モバイル」特約に定める BIGLOBE モバイル ロ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」特約に定める BIGLOBE WiMAX ハ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX 2+」特約に定める BIGLOBE WiMAX 2+ ニ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ビッグロブ光」特約に定めるビッグロブ光 ホ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 au ひかり」コース特約に定める「BIGLOBE 光 au ひかり」コース及び「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コース ヘ BIGLOBE の「BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光パック Neo with フレッツ ト BIGLOBE の「BIGLOBE 光 with フレッツ」特約に定める BIGLOBE 光 with フレッツまたは「ひかり」コース チ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「ひかり」コース with ドコモ光 特約に定める「ひかり」コース with ドコモ光 リ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「コミュファ光・Neo」及び「コミュファ光」コース特約に定める「コミュファ光・Neo」コースまたは「コミュファ光」コース ヌ BIGLOBE の BIGLOBE サービス「BIGLOBE eo 光」コース特約に定める「BIGLOBE eo 光」コース なお、本号の規定は 2020 年 4 月 1 日から適用します。
(4) 当社の povo 約款に定める povo1.0 通信サービス、povo2.0 通信サービス